

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部改正

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱					香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱				
第1条～20条 略					第1条～20条 略				
別表					別表				
	補助上限額（留学生1人につき年額200,000円）			補助対象期間		補助上限額（留学生1人につき年額200,000円）			補助対象期間
	対象経費 <sup>※1</sup>	基準額	補助率			対象経費 <sup>※1</sup>	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	1年以内	日本語学校	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	1年以内
	居住費などの生活費 <sup>※2</sup>	年額360,000円以内				居住費などの生活費	年額360,000円以内		
介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	正規の修学期間 <sup>※3</sup> （2年以内）	介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	正規の修学期間 <sup>※3</sup> （2年以内）
	入学準備金	200,000円以内（1回限り）				入学準備金	200,000円以内（1回限り）		
	就職準備金	200,000円以内（1回限り）				就職準備金	200,000円以内（1回限り）		
	介護福祉士試験受験対策費用	1年度40,000円以内				介護福祉士試験受験対策費用	1年度40,000円以内		
	居住費などの生活費 <sup>※2</sup>	年額360,000円以内				居住費などの生活費 <sup>※2</sup>	年額360,000円以内		
<sup>※1</sup> ・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの <sup>※2</sup> ・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く）					<sup>※1</sup> ・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの <sup>※2</sup> ・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く）				

く。)

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額 240,000 円まで基準額の加算を行う。

- ※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年し期間中については、修学期間に含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）

第1号様式別添1 (注) 抜粋  
(注)

- 1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。
- 2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。  
居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円(計200,000円)まで加算できることとする。
- 3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額(1,000円未満は切り捨て)を記入すること。
- 4 F欄には、E欄の合計と1人当たりの補助上限額200,000円を比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

(第1号様式別添2～第7号様式 略)

第7号様式別添1 (注) 抜粋  
(注)

- 1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。
- 2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。  
居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円(計200,000円)まで加算できることとする。
- 3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額(1,000円未満は切り捨て)を記入すること。
- 4 F欄には、E欄の合計と1人当たりの補助上限額200,000円を比較し

く。)

- ※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年し期間中については、修学期間に含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）

第1号様式別添1 (注) 抜粋  
(注)

- 1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。
- 2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。
- 3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額(1,000円未満は切り捨て)を記入すること。
- 4 F欄には、E欄の合計と1人当たりの補助上限額200,000円を比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

(第1号様式別添2～第7号様式 略)

第7号様式別添1 (注) 抜粋  
(注)

- 1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。
- 2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。
- 3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額(1,000円未満は切り捨て)を記入すること。
- 4 F欄には、E欄の合計と1人当たりの補助上限額200,000円を比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

ていずれか少ない額を記入すること。

5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

(第7号様式別添2～第11号様式別添2 略)

(第7号様式別添2～第11号様式別添2 略)

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行し、令和6年度補助事業から適用する。